

メリット

1

最高3,200万円の共済の貸付けが受けられます。

- 取引先が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内(最高3,200万円)で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられます。
- 貸付けを受ける際には、倒産した取引先との商取引の内容・方法が分かる書類が必要になります。
- 「倒産」とは(ア)破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、または特別清算開始のいずれかの申立てがなされた場合、(イ)手形交換所に参加する金融機関で取引停止処分を受けた場合を指します。なお、取引先が「夜逃げ」「内整理」等の場合は貸付けは受けられません。

メリット

2

共済金の貸付けは無担保・無保証人です。

- 共済金の貸付けは無利子です。ただし、共済金の貸付けを受けられますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

メリット

3

掛金は税法上、経費または損金に算入できます。

メリット

4

一時貸付金制度も利用できます。

安心の 実績

- ① 現在31万の方が加入されています。
- ② 貸付累計件数25万件、貸付累計金額は1兆6,484億円にのびります。(平成18年3月現在)
- ③ 法律(中小企業倒産防止共済法)に基づく制度で、独立行政法人中小企業基盤整備機構(国が全額出資)が運営する制度です。

加入 できる方

加入できる方は、次の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方です。

- 個人の事業主または会社で下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

業 種	資本の額又は出資の総額	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業) 並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

- 企業組合、協業組合
- 事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

お問い合わせ先

山形県中小企業団体中央会 〒990-8580 山形市城南町一丁目1番1号
TEL.023-647-0360 FAX.023-647-0362